

富山県ヤングクラブバレー連盟 規約（案）

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、富山県ヤングクラブバレー連盟（以下「本連盟」という。）、略称を「県ヤング連」とする。

第2条 事務所は、原則として事務局長所在地に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は、富山県におけるヤングクラブバレー連盟の総括団体として、バレー連盟を愛好する19歳以下の青少年が、所属する学校に部活動がない、または学校部活動において選手が希望するバレー連盟活動を十分に実施・継続することができず、能力を発揮することが困難な生徒等（「選手が希望するバレー連盟活動」とは、バレー連盟の指導者による指導を受けること、適度な活動機会が確保されていること、高い競技レベルでの試合経験ができること等をいう）が、仲間と共に楽しむ喜びや、より高い技能の向上が図れる機会を提供することにより、バレー連盟の普及発展を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富山県内におけるヤングクラブバレー連盟団体の育成
- (2) 富山県内におけるヤングクラブバレー連盟大会の開催
- (3) バレー連盟に関する講習会等の開催
- (4) 本連盟の目的を達成するために必要な事業の開催

第3章 組織

第5条 本連盟は、公益財団法人日本バレー連盟（以下「JVA」という。）日本ヤングクラブバレー連盟および富山県バレー連盟の加盟組織として、第3条の趣旨に賛同して本連盟の承認を得て加盟した富山県内のヤングクラブバレー連盟団体（以下「加盟団体」という。）ならびに理事会の推薦を受けて加盟した者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

第6条 本連盟に次のカテゴリーを置く。

- (5) U-14男子（14歳以下の男子）
- (6) U-14女子（14歳以下の女子）
- (7) U-19男子（19歳以下の男子）
- (8) U-19女子（19歳以下の女子）

ただし、年齢基準は毎年4月2日現在の年齢とする。

第7条 本連盟に加盟を希望する団体は、毎年JVAに登録しなければならない。

2 前項の登録方法および登録料は細則で定める。

第4章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 加盟団体より各1名および会長推薦
- (7) 監事 2名

第9条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長は総会において推挙する。
- (2) 顧問は、本連盟に功労のあった者、または本連盟の運営にあたりその知見を提供できる有識者を、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- (3) 理事長、副理事長は、理事会において理事の中から推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (4) 理事は、加盟団体から各1名候補を選出した上で総会において選任し、会長がこれを委嘱する。また、他に適任者があれば、会長がこれを委嘱する。
- (5) 事務局長は、理事会において理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
- (6) 監事は、理事会において理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
- (7) 会計は、理事会において理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
- (8) 第8条に定めた役員以外に役員を設ける必要が生じた場合は、総会において、役員の名称および担当業務を決定の上、当該役員を推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (9) 役員が病気等のため本連盟の職務執行に耐えられないと認めた時、また、役員としてふさわしくない行為があると認められた時は、理事会の承認を得てその役員を解任することができる。

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本協会を代表して会務を統括する。
- (2) 顧問は、その知見をもとに、会長および理事長の諮詢に応え、意見を述べることができる。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、本連盟の業務を処理執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときまたは理事長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本連盟の事業の審議および執行にあたる。
- (6) 事務局長は、本連盟の総括的事務（会計事務含む。）を執行する。
- (7) 監事は、本協会の業務および会計を監査する。

- 第11条 役員の任期は2年とし、選任された日以後に最初に到来する4月1日をもってその始期とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、第9条により後任者を選任する。この場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
 - 4 加盟団体が存続できない場合、当該加盟団体選出の役員の待遇は理事会で協議する。

第5章 会議

第12条 本連盟に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- 2 本連盟は、この規約を実施し、JVA、日本ヤングクラブバレーボール連盟および富山県バレー ボール協会の諸規定に基づいて必要な措置を行うため、規則または細則を定める。

第13条 総会は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 総会は原則として年1回開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 役員の選出および承認
 - (2) 予算および決算
 - (3) 事業計画および事業報告
 - (4) 規約の制定および改正
 - (5) その他、本連盟の運営に関する重要事項
- 3 総会は、役員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって定める。
- 4 役員は、総会に出席する他の理事に議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任者は、会議の出席者とみなす。
- 5 前項の委任の方式は、細則で定める。なお、受任者を明示しないものは、議長に委任したものとみなす。
- 6 総会の開催方法は、会議形式を原則とするが、感染症対策など必要に応じて、通信ネットワーク等を利用した形式や、書面による決議によるものとする。

第14条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、理事長が議長を務め、次の事項を審議する。

- (1) 本連盟の運営に関する事項
 - (2) 総会に付する議案に関する事項
 - (3) 理事会および委員会の運営に関する事項
 - (4) 細則の制定および変更
 - (5) 本連盟に加盟申請する団体の審査に関する事項
- 2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって定める。
 - 3 理事会の開催方法は、会議形式を原則とするが、感染症対策など必要に応じて、通信ネットワーク等を利用した会議を開催すること。形式やまた、書面による決議によるものとする

ものとする。

第6章 委員会

第15条 本連盟に専門委員会を設けることができる。

2 委員会の設置および運営に関する規定その他必要事項は、細則で定める。

第7章 会計

第16条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。登録料および競技会の参加料は細則で定める。

- (1) 補助金
- (2) 登録料
- (3) 競技会の参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他

第17条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第18条 本連盟は、日本ヤングクラブバレーボール連盟、富山県バレーボール協会に加盟する。

第19条 本連盟の規約は、令和4年 6月25日から施行する。

第20条 チーム参加資格、選手参加資格については、細則で定める。